

新潟県南魚沼市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 11 月現在における新潟県南魚沼市の行政区域とする。面積は、5 万 8,455 ヘクタールである。

本地域は次の区域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- ・自然公園法に規定する上信越高原国立公園、越後三山只見国定公園
- ・自然公園法に規定する魚沼連峰県立自然公園
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ・新潟県自然環境保全地域（裏巻機溪谷自然環境保全地域）

また、次の区域は本区域には存在しない。

- ・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区
- ・自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域
- ・シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等

促進区域地図



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

～四季豊かな関東からの玄関口～

南魚沼市は群馬県と接する新潟県の南部に位置し、東側は谷川連峰や越後三山などの標高2,000m級の山々が連なり、西側の魚沼丘陵との間を信濃川最大の支流である魚野川が流れる中、南北に市街地や田園地帯が広がっている。

四季折々の変化に富んだ自然を有し、特に冬は全国有数の豪雪地帯として、毎年2mの積雪が記録され、交通機関に影響も与えるが、スキー観光や南魚沼産コシヒカリを育む農業用水になるなど、この地域固有の資源にもなっている。

また古くから、織物業などの伝統産業も盛んであり、ユネスコ無形文化遺産にも登録されている越後上布は、天平勝宝年間建立の正倉院に「越布」として今も保存されている。

本地域は首都圏から約200kmの距離にあり、関東からの玄関口に位置し、JR上越線やほくほく線、国道17号など道路網・鉄道網が整備されているうえ、高速道路や新幹線などの高速交通機関が充実しており、新幹線の駅が1か所、関越自動車道のICが3か所あり、全国の主要都市とのアクセスが良好である。

～特色のある産業～

当市の産業は日本一おいしいといわれる南魚沼産コシヒカリを中心とした農業が知られているが、主力産業は機械、食料品を中心とした製造業となっている。これらは昭和40年代から誘致を進めた進出企業を中心であるが、食料品製造分野では、きのこや清酒等の地域に根付いた企業の躍進が目立っている。かつては発動機や除雪機を製造する、本県を代表する鉄工所が工業生産の中心的な役割を果たしてきたが、工業団地造成後は金属・機械器具製造業が集積してきた。そして、ICT時代の到来によって電子部品・デバイス製造業も徐々に進出し、最先端分野の製品づくりを続けてきている。

ちなみに本地域における事業所数は平成21年で3,550社、従業員数26,791人、製造品出荷額888億7,000万円となっている。

また、スキーや温泉を主軸とした観光産業も、年間の観光客数376万2,000人（平成28年度観光動態調査）、産出額10億6,300万円となっており、本地域の重要な産業となっている。

～充実の交通インフラ～

本地域は、上越新幹線（浦佐駅）、及びJR上越線（8駅）、ほくほく線（2駅）が通り、東京へは70分、新潟市へは40分で結ばれている。

高速道路も、関越自動車道（塩沢石打IC、六日町IC、大和スマートIC）が通り、練馬ICまで約110分、新潟西ICまで約70分で結ばれるなど、高速交通網が整備されている。更に、現在建設中の上越魚沼地域振興快速道路が完成すれば、中国や韓国への定期コンテナ航路が開かれている直江津港（上越市）にも60分で結ばれることが見込まれる。また、平成27年6月に魚沼基幹病院が開院し、これにともない浦佐バイパスの一部が供用開始されたことから、今後は医療・福祉施設などの関連産業の誘致にも力を入れていく方針である。

～国際交流と事業拡大の支援～

本地域には特色ある教育機関として、1982年に政財界の有力者が発起人となって開学さ

れた日本初の大学院大学である国際大学が立地している。国内で初めて英語を学内公用語にした高等教育機関で、東南アジアを中心に世界各国から留学生が集まっており、これまで115か国、4,000名以上の卒業生を輩出している。また六本木には国際大学の研究所である国際大学グローバル・コミュニケーション・センターもあり、ITを通じた地域活性化などの分野で世界最先端の研究がなされている。

南魚沼市地域産業支援連絡協議会（ICLOVE）という産学金官による地域産業を支援する組織があり、企業と国際大学との連携を進めることで、学生との交流や海外への事業拡大の支援も行っている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

当該地域は、雇用者数の約17%、事業所数の約8%、付加価値額の約14%が製造業となっており、一般機械器具製造業や食品製造業を中心に、世界レベルの技術力を有する産業が発展してきた。また、豊かな自然や地域資源を背景に、観光業も盛んであり、国内旅行者の誘客はもちろんのこと、最近では、東京五輪も控える中、インバウンドによる誘客活動も進めていることから、これらの業種に投資することで、当該地域の未来を牽引する産業を育成し、質の高い雇用を創出する。

（2）経済的効果の目標

国が目標としているGDPを3年で5兆円増加（名目GDP538兆円の0.93%増加）を踏まえ、本区域で全産業付加価値額1,036百万円の増加を目標とする。

10.36億円は、本区域の全産業付加価値（691億円）の約2%、製造業の付加価値（135億円）の約8%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。

また、地域経済牽引事業1件当たりの平均付加価値額をKPIとして設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	1,036百万円	

（算定根拠）

- ・地域経済牽引事業の件数：10件（2件/年×5年）
 - ・地域経済牽引事業1件当たりの平均付加価値額：7,740万円
- $$10.36 \text{ 億円} \div 1.34 \text{ (経済波及効果)} \div 10 \text{ 件 (2件/年} \times 5 \text{ 年間)} \\ = 7,731 \text{ 万円} \approx 7,740 \text{ 万円}$$

【任意記載のK P I】

	現状	新計画終了時	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	－	10 件	
地域経済牽引事業 1 件当たりの平均付加価値額	一万円	7,740 万円	

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 3,628 万円（新潟県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年）））を上回る見込みであること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 3 % 増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 3 % 増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 2 % 増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 5 % 増加すること

なお、（２）、（３）の指標については、事業期間が 5 年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

該当なし。

(2) 区域設定の理由

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①米、米麴、きのこ等の特産物を活用した食品関連産業分野

②「グローバル I T パーク南魚沼」における海外 I T 企業の情報技術を活用した第 4 次産業革命分野

③南魚沼産コシヒカリ等の特産物を活用した観光関連分野

(2) 選定の理由

①米、米麴、きのこ等の特産物を活用した食品関連産業分野

南魚沼市は日本酒が有名であり、蔵元が 3 つある。そのうち、1 社がその製造過程で発生する米麴を使った甘酒を作っており、T V 等の出演で甘酒ブームを巻き起こし、2009 年に全国で 30 億円だった市場が、2016 年には 130 億円超にふくれ上がっている（2016 年好調カテゴリーランキング（株式会社インテージ調査）等）。健康志向の高い人たちの間では、2011 年ころから甘酒に対する関心が高まっており、腸内環境を整えることの健康的意義が認知され始めてきたことが、甘酒市場を押し上げてきた追い風にもなっている。

米については、平成 28 年度の米の生産量は、全国計で 8,044,000t となっており、そのうち新潟県は 678,600t を占めて全国 1 位となっている。その中で南魚沼市は 27,400t で県内のシェアは 4 % となっている（農林水産省「作物統計」）。米を原料に新たな商品の製造にチャレンジする企業や米に関連する日本酒や米菓関連企業の支援を進めていく。

きのこについては、平成 27 年度のきのこの生産量は、全国計で 452,751.5t となっており、そのうち新潟県は 95,689.7t を占めて全国 2 位となっている。その中のまいたけにおいては、全国生産量の 48,852t のうち、新潟県が 30,792.3t を占めて全国 1 位となっている。（新潟県林政課「主要きのこの生産量と全国順位」）南魚沼市はまいたけ分野において経済を牽引する企業が 1 社立地していることから、このような企業の支援により地域経済の発展が期待される。

豪雪地帯ながらも、古くから雪解け水や雪室等を活用し、米やきのことといった特産物を育んできたが、今後は米や米麴、きのことといった特産物を活用することで、南魚沼市の食品製造業が占める製造品出荷額の割合は37.1%、付加価値が28%で、本地域の製造業で最も高く、また雇用者数の割合も18.5%となっていて製造業の中で上位を占めている食品関連産業の付加価値の増加を推進する。

②「グローバル I T パーク南魚沼」における海外 I T 企業の情報技術を活用した第 4 次産業革命分野

本地域では、平成 28 年度より、若者の新たな雇用の場の創出や地域企業の技術向上、新たな産業振興を目的に、海外 I T 企業を集約させる「グローバル I T パーク南魚沼構想」が進められている。具体的には、市庁舎等の空きスペースを活用し、オープンスペース型のオフィスを 16 ブース設置し、海外 I T 企業の誘致を行っている。

インドは I T 技術が進んでおり、シリコンバレーの技術者や I T 企業の C E O にインドの技術者が就任している。また、スリランカも政府や国家機関の I T 化が進んでいて、それを支える I T 技術者が育ってきている。こういった背景から、南魚沼市ではインド・スリランカの I T 企業誘致を進めていて、現在は、スリランカの I T 企業が 6 社、インドの I T 企業が 1 社入居しており、これらの企業は、海外の先進的な I o T や Fintech 等の技術の日本での導入を推進するために取り組んでいる。

海外と当市を結びつける役割を担うのは、世界各国に学生や卒業生のネットワークをもつ国際大学である。115 か国、4,000 名超のネットワークを生かした誘致を図るとともに、初めて雪国生活を体験するであろう海外出身の技術者にも在学学生などによるサポートを提供するなど、生活面でのケアも着実に提供している。

市内の若者にはグローバル I T パーク内のインターンシップを活用して力をつけてもらい、国際的な I T マーケットに対応できる人材育成も図っていく。

提供できる海外 I T 技術のバリエーションを増やしていくために、「グローバル I T パーク南魚沼構想」事業において、2030 年までに国内外 350 社の I T 企業を集積するという目標に向けて、民間事業者による空き家や遊休施設を利活用した整備を想定する。海外の I T 技術に魅力を感じた日本の I T 企業も呼び込み、国際的な I T 技術の集積を図っていく。

また、並行して日本のものづくり技術との連携を推進し、地元の製造業が I o T やビッグデータといった I T 技術を活用できるような環境も整備していく。このように、グローバル I T パークを効果的に活用することにより、第 4 次産業革命分野に取り組んでいく。

③南魚沼産コシヒカリ等の特産物を活用した観光関連分野

南魚沼市で最大の特産物はコシヒカリである。コシヒカリは、昭和 19 年に新潟県農事試験場で人工交配させて作られた品種であり、後代の種子が南魚沼の試験田でしっかり育ち、他の地域に比べて南魚沼の風土が適した品種とされた。昭和 30 年代頃から、観光地として人々の交流が盛んになり、民宿などではコシヒカリをふるまって、お客をも

てなしてコシヒカリのブランド化に多大な貢献を果たした。南魚沼産コシヒカリの評価にはこのような素地がある。

そこで、平成 27 年から観光誘客を目的に、南魚沼産コシヒカリをお腹いっぱい食べてもらうべく、市内の店舗が自慢の丼をふるまう「南魚沼、本気丼」キャンペーンが開催されている。平成 29 年度で 3 年目となるが、全体で 11 万 5,000 食、総売り上げは 1 億 3,000 万円となっており、県内外から高い評価を受けている。

前記の新潟県観光入込客統計結果によると、魚沼地域の平成 27 年の入込客数は、12,441,809 人で、全県の 16%を占めている。目的別では、「スポーツ・レクリエーション」「温泉・健康」「行祭事、イベント」の順に入込客数が多かった。

今後、南魚沼市を魅力ある観光地とするためには、観光客のニーズにあった場の提供が必要と考えられ、観光客のニーズに合った食の提供と企画の連携、さらにはお土産品の購入という消費行動への流れが重要である。

本地域の観光は、南魚沼産コシヒカリ等の魅力を核として、レクリエーションや温泉といった様々な観光スポットが有機的に連携しているものであり、観光客の声を聞くと「他の地域よりも食べ物がおいしい」という意見が多いことから、食を軸としたおもてなしを強化し、新たな観光需要を取り込む必要がある。

観光客の需要とコシヒカリを中心とした南魚沼市内産の食材マッチングにより、地域の農産物の好循環を生み出す。これにより、南魚沼市の玄関口である石打地区を起点に、市内を巡る観光ルートが出来上がり、観光客が満足する場所として提供することが可能になる。

こうした地域の強みや特性を生かした事業を支援することにより、企業の設備投資を促進し、企業の付加価値生産性を高め、地域経済の好循環を創出・拡大していくことが必要である。そのため、観光客の受入環境の充実に向けて、南魚沼産コシヒカリを中心とした新たな観光サービスの創出を促進する必要がある。このような整備を進めることにより、観光分野に取り組んでいく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を生かして、各種分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 立地企業への優遇制度

「南魚沼市企業立地促進条例(平成16年11月1日条例第133号)」による用地取得費の20%支援、市内の常用雇用者一人当たり30万円の助成のほか、初期立地に係る優遇制度について、企業ニーズの変化に対応した見直しを行いながら周知・運用する。

②不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置

活発な設備投資が実施され、かつ、収益増加（付加価値額増加）への取組みを促すため、一定要件を課した上で、不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置に関する条例を制定する。

③地方創生関連施策

平成30年度～平成34年度の地方創生推進交付金を活用し、「米麴、甘酒等の特産物を活用した食品関連産業分野」、「「グローバルITパーク南魚沼」における海外IT企業の情報技術を活用した第4次産業革命分野」、「南魚沼産コシヒカリ等の特産物を活用した観光関連分野」において、設備投資支援、社会基盤・産業基盤整備等による事業環境整備や、製品・技術開発、販路開拓、生産性向上、人材育成・確保、インターンシップ、専門家派遣、産学官連携、事業承継、事業環境PR等の支援施策等の実施を予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

南魚沼市では行政の透明性・信頼性向上と産業振興を目的としたオープンデータの公開はまだ取り組んでいないが、国際大学グローバル・コミュニケーション・センターではITを活用した地域活性化を研究しており、会津若松市のオープンデータ活用推進事業と連携することでオープンデータの導入に取り組み、地域経済牽引事業に資するよう、情報の公開を図っていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者が抱える課題解決、提案については、南魚沼市産業振興部商工観光課が窓口となり、必要に応じ、庁内関係部局とも連携・調整し、情報提供・収集・適地確保・制度整備を行っていく。また、新潟県とも連携し、企業訪問による企業要望を受け入れ、本促進区域への立地については商工観光課がワンストップ窓口となり対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

南魚沼市地域産業支援連絡協議会(ICLOVE)の強化

中小企業等が行う技術高度化や付加価値の高い新製品のための研究開発費に対する補助や、県内大学との共同研究等の実施に必要な経費に対し補助することにより、産学連

携の取り組みを支援するとともに、各企業の専門人材の強化や販路拡大の支援を拡充する。		
(6) 実施スケジュール		
取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度～令和 5 年度（最終年度）
【制度の整備】		
①立地企業への優遇制度	関係条例の改正を検討	運用 必要に応じた改正・制度創設
②不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置の創設	9 月議会に条例提案・審議、10 月施行、受付開始	運用
③地方創生関連施策	検討	検討
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
①自治体保有データのオープンデータ化の推進	講師招へい	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
南魚沼市商工観光課の対応	運用	運用
【その他】		
南魚沼市地域産業支援連絡協議会（ICLOVE）の強化	運用 必要に応じた強化	運用 必要に応じた強化

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性
地域が一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、南魚沼市地域産業支援連絡協議会(ICLOVE)、地域の大学としての国際大学等、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分発揮しながら連携し、支援の効果を最大限あげる必要がある。このため、関係機関組織が連携する支援計画の作成が行われることを目標として、関係機関相

互の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 大学連携協議会（国際大学）

本地域には特色ある教育機関として、1982年に政財界の有力者が発起人となって開学された日本初の大学院大学である国際大学が立地している。国内で初めて英語を学内公用語にした高等教育機関で、東南アジアを中心に世界各国から留学生が集まっており、これまで115か国、4,000名以上の卒業生を輩出している。ここの学生や卒業生、教授らとともに、地域社会の発展と人材の育成に寄与するとともに、地域の産業構造のより一層の高度化を指向していく中で、地元企業や公設試験機関などと相互に協力して共同研究開発を行う。

②新潟県工業技術総合研究所

企業の技術的な課題に対する技術相談や地域産業の技術的な課題について研究開発等を行うとともに、将来性を見込める有望な産業や成長分野への参入促進に向けた調査研究の実施や、セミナー、研究会を通じた情報提供やコンソーシアムの構築等で、立地企業を支援していく。

③公益財団法人にいがた産業創造機構（NICO）

本県産業の活性化及び中小企業の発展を目的に、新規創業や新分野進出等の経営革新、製品開発・技術開発、付加価値向上、販路開拓、経営基盤強化、人材育成、産学連携、情報提供等により幅広い支援を実施する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、南魚沼市では、平成29年に産業活力拠点形成に向けた新産業振興ビジョンを改訂し、その具体的な取組として既存工業用地の利活用促進に向け、工場立地法に基づく緑地率を遵守し、規制緩和による開発の際には、周辺地域の生活環境への十分な配慮を求めていく。

なお、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づ

くりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、本計画は自然公園計画との整合を図り、新潟県自然環境部局及び地方環境事務所との調整を行ったうえで策定したものであり、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、新潟県自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。また、地域経済牽引事業を承認する際は、国立公園においては地方環境事務所と、国定公園においては新潟県自然環境部局と調整を図ることとする。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穩の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

特に、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進するとともに、犯罪及び事故防止のため、住民の理解を得ながら以下のような取組みについても推進する。

- ・地域の特性に応じた対策(事業所集中地域等における対策)

工業団地等における防犯対策と環境健全化のため、地域住民、警察等の関係機関と連携した防犯パトロール等を行う。

- ・防犯設備の整備

犯罪被害防止のための防犯カメラ、照明の設置等。

- ・防犯に配慮した施設の整備・管理

植栽の適切な配置及び剪定による見通しの確保や、施設管理の徹底等。

- ・従業員に対する防犯指導

法令遵守や犯罪被害の防止に関する指導等。

- ・交通安全施設の整備

交通事故防止のための道路照明、カーブミラー、視線誘導標の設置等。交通渋滞の発生を見据えた導流帯、右折レーンの設置等。

- ・不法就労の防止

外国人を雇用しようとする際における、旅券等による当該外国人の就労資格の確認等。

- ・地域住民との協議

企業立地や事業高度化の際における地域住民・自治会等への事前説明や意見聴取等。

- ・警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制の整備等。

・警察署との連携

集積区域内の道路計画、及び一般道路へのアクセス道路取付け等の整備が行われる際には、警察署との事前協議を行いながら進める。また、企業立地に伴う工場等への乗り入れ口の配置についても、交通安全の観点から警察署との事前協議を行う。

(3) その他

○PDCA体制の整備等

毎年度、KPI など実績について南魚沼市議会や南魚沼市地域産業支援連絡協議会等に報告するとともに、効果検証を実施し、計画の実効性を高めていく。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。